

○白石町剪定枝粉碎機貸出要領

平成20年7月11日

訓令乙第65号

改正 平成28年4月1日訓令乙第56号

(目的)

第1条 この要領は、家庭などから排出される剪定枝等を利用してチップ等を作ろうとする者に樹木粉碎機（以下「粉碎機」という。）を貸出すことにより町内の野焼きを抑制し、可燃ごみの減量化を図ることにより二酸化炭素の排出を削減できる効果があり、ひいては佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設を利用する構成市町の広域的な行政課題である「ごみの減量化」における効果的な解決方法のひとつとして資することを目的とする。

(粉碎機の使用・貸出し)

第2条 粉碎機の使用及び借用したい者は、あらかじめ借用申請書（別記様式）により申請するものとし、下記の条件及び注意事項を遵守する者に貸出しする。

- (1) 白石町内に住所を有する個人等（造園業・剪定を業とする者を除く）で、町内で発生する剪定枝等に限る。
- (2) 粉碎後の剪定チップ等については、町内ゴミステーションへ排出してはならない。
- (3) 貸出期間は1週間を限度とする。
- (4) 粉碎機の操作については使用上の注意を遵守し、安全に十分注意すること。
- (5) 粉碎機の使用にあたっては、ゴーグル・手袋・保護服等を着用するなど安全に努めること。
- (6) 使用中、機械に異常を感じたら直ちに使用を中止して生活環境課まで連絡する。
- (7) 粉碎機は使用後の手入れを行い、燃料を補充して借用期限内に返却

すること。

(粉碎機の使用・貸出の中止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該粉碎機を貸出し中であっても貸出を中止する。

- (1) 当該粉碎機を又貸しした場合
- (2) 当該粉碎機を使用して処理請負等の事業を行った場合
- (3) 当該粉碎機の処理能力を超えて使用して破損した場合（この場合にあっては、修繕等に掛かった費用は全て借入者で支払うこととする）
- (4) 粉碎後の剪定チップ等を違法に投棄した場合
(事故等について)

第4条 当該粉碎機を使用中に事故が発生した場合については、借入者において一切の責任を負うものとし、速やかに生活環境課に連絡すること。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令乙第56号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。